

健康すいた21推進懇談会の傍聴に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「健康すいた21推進懇談会」(以下「懇談会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 懇談会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議の開催時刻の15分前から開催時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、5名とする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。
- (3) 飲食をしないこと。
- (4) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、健康医療部長の許可を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く決定があったときには、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規準に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第 10 条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。